

栃木市ブロック塀等 撤去改修工事費補助金のご案内

△申請手続きの注意点
撤去改修工事が同年度内に完了
することを確認して申請ください。

ブロック塀等の倒壊による被害の防止を図り、歩行者の安全確保のため
危険なブロック塀等の撤去改修工事に要する費用の一部を補助します。



1 補助の対象

- 建築基準法の道路及び通学路※①に面する、道路の地盤面から高さ80cmを
超えるブロック塀等※②で、安全基準に適合しないもの※③

- ① 市が設置する小学校への通学のために学校長が指定した道
- ② 補強コンクリートブロック造、組積造の塀
- ③ (別表)の安全基準に一つでも適合しない項目があるもの

2 補助対象工事

- 撤去改修工事 道路等※④に面するブロック塀等を全部又は一部※⑤を
撤去する工事

- ④ 建築基準法の道路及び通学路
- ⑤ 工事後の高さを、道路の地盤面から80cm以下にするもの

3 補助金額

| 建築基準法の道路 | 通学路 |
|---|---|
| 補助対象工事費 (見積額) 又は ブロック塀等の長さ×18,000円/m のいずれか低い額×2/3 | 補助対象工事費 (見積額) 又は ブロック塀等の長さ×18,000円/m のいずれか低い額×2/3 |
| 限度額 15万円 | 限度額 20万円 |
| 【補助金算出例】 | |
| 長さ15mのブロック塀を28万円で撤去改修する 場合 ①撤去改修費用 28万円 ②15m×1万8千円=27万円 補助額：補助対象事業費 ①>② 27万円×補助率2/3≠15万円(限度額) (自己負担：28万円-15万円=13万円) | 長さ15mのブロック塀等を20万円で撤去改修する 場合 ①撤去改修費用 20万円 ②15m×1万8千円=27万円 補助額：補助対象経費 ①<② 20万円×補助率2/3=13万3千円 (自己負担：20万円-13万3千円=6万7千円) |
| ◎ 建築基準法の道路が通学路の場合には通学路の限度額を適用します。 | |

※(別表)補助対象工事となる安全基準(一つでも適合しない項目があれば補助の対象となります。)

【補強コンクリートブロック造の塀】

【組積造(石造・大谷石造・れんが造等)の塀】

| 点検項目 | | 点検内容 | 点検項目 | | 点検内容 |
|------|----------------------|---|------|--------|--|
| 1 | 高さ | 壁の高さが道路等の地盤面から2.2m以下 | 1 | 高さ | 壁の高さが道路等の地盤面から1.2m以下 |
| 2 | 壁の厚さ | 壁の厚さは10cm以上(壁の高さが2mを超え、2.2m以下の場合は、15cm以上) | 2 | 壁の厚さ | 壁の厚さは壁頂部までの高さの1/10以上 |
| 3 | 控え壁(壁の高さが1.2mを超える場合) | 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある | 3 | 控え壁 | 壁の長さ4m以下ごとに、壁の高さの1.5倍以上突出した控え壁がある又は塀の厚さが塀の高さの1.5/10以上である |
| 4 | 基礎 | コンクリートの基礎がある | 4 | 基礎 | コンクリートの基礎がある |
| 5 | ひび割れ破損 | 塀にひび割れや破損がない | 5 | ひび割れ破損 | 塀にひび割れや破損がない |
| 6 | 傾きぐらつき | 塀に傾きやぐらつきがない | 6 | 傾きぐらつき | 塀に傾きやぐらつきがない |

4 手続きの流れ

| 申請者 | 栃木市 | 処理期間 |
|---------------------------------------|--|------|
| ①事前相談 ・事前協議 ・見積依頼準備 | ・事前協議受付 ・現場調査及び事前協議の回答 | 約1か月 |
| ②見積依頼 (施工業者の選定) | 【お願い】補助対象部分と非補助対象部分を明確に分けて見積書を施工業者に依頼してください。 | |
| ③交付申請 ・「交付申請書」の提出 ・「交付決定通知書」の受領 | ・「交付申請書」の受付及び審査 ・「交付決定通知書」の交付 | 約2週間 |
| ④施工業者との契約 | 【ご注意】市から交付される「交付決定通知書」の交付日以降に施工業者との契約及び工事着手を行ってください。 | |
| ⑤工事着手 | | |
| ⑥完了報告 ・「実績報告書」の提出 | ・「実績報告書」の受付及び審査 | 約2週間 |
| ⑦補助金の請求 ・「請求書」の提出 | ・「請求書」の受付及び口座登録 | 約1週間 |
| ⑧補助金の受領 ・補助金の入金 | ・補助金の支出 | 約2週間 |

申請書類

交付申請に必要な書類

- 補助金等交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書

【添付書類】

- 図面等（案内図、配置図、現況図）
- ブロック塀等が存する土地または建物の所有者を確認できる書類の写し（公図・登記事項証明書等）
- 国税及び県税に係る納税証明書
- 現況写真（施工前のブロック塀等全体の外観、控え壁等の状況がわかるもの）
- 見積書の写し（補助対象部分と非補助対象部分を明確にしたもの）

完了報告に必要な書類

- 補助事業等実績報告書（様式第7号）
- 事業実績書

【添付書類】

- 補助対象工事（撤去改修）に係る領収書又は金融機関の振込証明の写し（支払完了が確認できる書類を含む）
- 工事（撤去改修）完了後の写真（交付申請時の現況写真と同じ位置から撮影したもの）

5 補助の期間

- 令和元年10月1日から令和8年3月31日まで

（※ ただし、平成31年4月1日以降に工事を行った場合も補助の対象となりますのでご相談ください。）

※ご注意ください

- 建築基準法の第42条第2項道路の場合、道路後退線までブロック塀等をすべて撤去する必要があります。
- 「栃木市狭あい道路拡幅整備促進事業補助金」第5条第1項第2号の規定による補助金（既存塀等の撤去）の交付を受けている場合は「栃木市ブロック塀等撤去改修工事費補助金」を利用できませんが、第5条第1項第2号の規定による補助金（分筆登記）は併用可能です。
- ブロック塀等が設置されている土地又は建物の販売を目的としてブロック塀等を撤去する場合、「栃木市ブロック塀等撤去改修工事費補助金」は補助の対象となりません。
- 同一敷地内の他のブロック塀等について、すでに「栃木市ブロック塀等撤去改修工事費補助金」を受けて撤去改修工事を行っている場合は補助の対象となりません。

※木造住宅耐震補助制度

- 旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震診断や補強工事（改修・建替え）の補助制度もご利用ください。（※ 昭和56年5月31日以前に建てられているなど、補助を受けるには要件がございます。詳しくは下記までお問い合わせください。）

お問い合わせ先

栃木市 都市建設部 建築指導課
TEL 0282-21-2441 FAX 0282-21-2686

令和3年4月1日版